

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の懲戒処分公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 千葉県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士 氏 名 大友 道明
登録番号 23423
- 事務所 千葉県千葉市中央区本千葉町4-14 内海ビル2階
大友法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1年
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和8年7月31日
令和8年8月4日 日本弁護士連合会

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第439条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされた。

記

大阪府高石警察署長 保田 伸晃
司法警察員警視 保田 伸晃
R8-1第40033号偽造有価証券行使、詐欺被疑事件 (R8-140412第4号及び第5号) 1. 車用鍵 (Jモコキー) 1個 2. 普通乗用自動車(車台番号Z E-1006565) 1台

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

札幌市北区新川三条五丁目九番二七号
澤田不動産有限公司
清算人 澤田 正

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、当社は令和八年七月三十一日をもって本店移転しております。

令和八年八月二十日

(新本店) 札幌市中央区北五条西十八丁目二番三号
(旧本店) 札幌市中央区北五条西十六丁目二番五号
有限会社プラスエス
清算人 古谷美峰子

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

札幌市中央区大通東四丁目四番地島税研ビル
有限会社島産業
清算人 島 秀幸

解散公告

当組合は、令和八年七月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

青森県八戸市柏崎四丁目一四番三十一号
アーバン建築設計監理企画協同組合
代表清算人 吉田 清志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

岩手県陸前高田市横田町字志田実三番地一一
株式会社丸屋
代表清算人 長谷川順一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

宮城県栗原市若柳字川北元町二番地の一
有限会社宮北
清算人 百々 正幸

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

栃木県下野市国分寺一四〇七番地二
有限会社コンドー
代表清算人 近藤 和子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

群馬県館林市緑町一丁目三一番四号
有限会社新寿物流
清算人 野村 年男

解散公告

当社は、令和八年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

群馬県高崎市中泉町二二九番地一
合同会社CHERRY S
清算人 徐 久子

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

埼玉県川口市本町四丁目一番二四号
N I K O株式会社
代表清算人 常 旭哲

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台二丁目一二番八号
Leona合同会社
清算人 田村 伸一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

埼玉県所沢市三ヶ島一丁目一八三番地の七
株式会社エアロワン
代表清算人 大隅 一郎

解散公告

当社は、令和六年九月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

埼玉県戸田市喜沢二丁目四二番地の五五一階
京尚合同会社
清算人 王 玲